

令和元年9月定例会会議録

令和元年豊郷町議会9月定例会は、令和元年9月30日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	辻 本 勇
2 番	中 島 政 幸
3 番	村 岸 善 一
4 番	高 橋 彰
5 番	高 橋 直 子
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	佐々木 康 雄
11 番	河 合 勇

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	北 川 貢 次
企 画 振 興 課 長	清 水 純 一 郎
税 務 課 長	中 山 圭 史
保 健 福 祉 課 長	森 ち あ き
医 療 保 険 課 長	西 山 喜 代 史
住 民 生 活 課 長	長 谷 川 勝 就
会 計 管 理 者	小 西 直 美
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史

上 下 水 道 課 長	森 本 智 宏
教 育 次 長	馬 場 貞 子
社 会 教 育 課 長	岡 村 浩 孝

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	山 口 昌 和
書 記	久 保 川 真 由 美

5、提案された議案は次のとおり

- | | |
|-------|--|
| 議第42号 | 豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
《総務産業建設常任委員会委員長報告》 |
| 議第43号 | 豊郷町税条例等の一部を改正する条例案
《総務産業建設常任委員会委員長報告》 |
| 議第44号 | 豊郷町印鑑条例の一部を改正する条例案
《文教民生常任委員会委員長報告》 |
| 議第45号 | 豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
《文教民生常任委員会委員長報告》 |
| 議第49号 | 令和元年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）
《予算決算常任委員会委員長報告》 |
| 議第50号 | 令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
《文教民生常任委員会委員長報告》 |
| 議第51号 | 令和元年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
《総務産業建設常任委員会委員長報告》 |
| 議第52号 | 令和元年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
《文教民生常任委員会委員長報告》 |
| 議第53号 | 令和元年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
《文教民生常任委員会委員長報告》 |
| 議第54号 | 令和元年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）
《総務産業建設常任委員会委員長報告》 |
| 議第55号 | 平成30年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について
《予算決算常任委員会委員長報告》 |
| 議第56号 | 平成30年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |

- 議第 57 号 ≪文教民生常任委員会委員長報告≫
平成 30 年度豊郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 58 号 ≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫
平成 30 年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 59 号 ≪文教民生常任委員会委員長報告≫
平成 30 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 60 号 ≪文教民生常任委員会委員長報告≫
平成 30 年度豊郷町水道事業会計歳入歳出決算認定について
≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫
- 請願 第 3 号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出を求める請願書
≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫
- 請願 第 4 号 国に加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出を求める請願
- 意見書第 3 号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書案
- 意見書第 4 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書案
- 委員会の閉会中の継続調査申し出について
(議会運営委員会) (総務産業建設常任委員会)
(文教民生常任委員会) (予算決算常任委員会)
(議会広報常任委員会)

北川議長 皆さん、おはようございます。これより9月定例会を再開いたします。

(午前8時57分)

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害になる言動を慎んでくださるようお願いいたします。なお、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、よろしくようお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、辻本勇君、2番、中島政幸君を指名いたします。

日程第2、議第42号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案から、日程第5、議第45号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型北事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長 議長。

北川議長 西澤委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長 皆さん、おはようございます。総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る9月9日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第42号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議第43号豊郷町税条例等の一部を改正する条例案について、去る9月20日、委員6名出席のもと、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

42号の審議では、質疑、討論ともに申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することに決しました。43号の審議では、法人税の減収分の対応について質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、総務産業建設常任委員会報告といたします。

北川議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、中島文教民生常任委員会委員長。

中島文教民生
常任委員長 議長。

北川議長 中島委員長。

中島文教民生
常任委員長 皆さん、おはようございます。文教民生常任委員会報告をいたします。

去る9月9日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第44号豊郷町印鑑条例の一部を改正する条例案、議第45号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、去る9月18日、委員5名出席のもと、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

44号の審議では、運用開始時の住民説明の方法等について質疑がありました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

45号の審議では、無償化の開始に伴う課題等について質疑がありました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、文教民生常任委員会報告といたします。

北川議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、各常任委員会委員長の報告について、質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第42号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第42号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議第42号は委員長の報告どおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。

よって、議第42号は委員長の報告どおり可決されました。

これより、議第43号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第43号豊郷町税条例等の一部を改正する条例案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議第43号は委員長の報告どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。

よって、議第43号は委員長の報告どおり可決されました。

これより、議第44号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第44号豊郷町印鑑条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議第44号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。

よって、議第44号は委員長の報告どおり可決されました。

これより、議第45号の討論を行います。

討論はありませんか。

鈴木議員 議長、賛成討論。

北川議長 これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

議 員 なし。

北川議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。鈴木議員。

鈴木議員 議第45号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案に対して賛成討論を行います。

本条例の一部改正により、入園希望者が増え、それに伴う保育士が確保できるかどうか、結果として、保育士の労働強化にはならないだろうか、今年度は臨

時特例給付金として措置をされますが、あくまで臨時特例であり来年度以降、地方自治体に本事業の財源の一部を国から求められるのではないかなど、幾つかの懸念される材料もありますが、基本的には保育の無償化は歓迎されるものであり、賛成といたします。

北川議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第45号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議第45号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。

よって、議第45号は委員長の報告どおり可決されました。

日程第6、議第49号令和元年度豊郷町一般会計補正予算(第3号)から、日程第11、議第54号令和元年度豊郷町水道事業会計補正予算(第2号)までを一括議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

高橋予算決算常任委員会委員長。

高橋予算決算

常任委員長 議長。

北川議長 高橋委員長。

高橋予算決算

常任委員長 皆さん、おはようございます。それでは予算決算常任委員会報告をいたします。

去る9月9日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第49号令和元年度豊郷町一般会計補正予算(第3号)につきまして、去る9月11日、12日に、委員11名全員出席のもと、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

審議の中では、全体の課を通して、歳入で、国、県補助金、負担金等の増額の背景、歳出では、需用費、修繕費、委託費の内容等について質疑が行われました。また、総務課におきましては、庁舎建替に係る費用の詳細について、地域整備課においては、不動産売払収入の詳細について、人権政策課におきましては児童館屋根修繕について、公営住宅の駐車場について。教育委員会、学校教育課、総務課の中では保育料の無償化にかかる費用等について等の質疑が行われました。

質疑終了後、反対討論の申し出がありまして、採決の結果、賛成多数で可決することと決しました。

以上、予算決算常任委員会報告といたします。

北川議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、中島文教民生常任委員会委員長。

**中島文教民生
常任委員長** 議長。

北川議長 中島委員長。

**中島文教民生
常任委員長** それでは文教民生常任委員会報告をいたします。

去る9月9日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第50号令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第52号令和元年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第53号令和元年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、去る9月18日、委員5名出席のもと、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

50号の審議では、雑入の保険給付費等の返還金について質疑がありました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

52号の審議では、質疑、討論ともに申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

53号の審議では、質疑、討論ともに申し出はなく、採決の結果、賛成多数で可決することと決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

北川議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、西澤総務産業建設常任委員会委員長。

**西澤清正総務産業
建設常任委員長** 議長。

北川議長 西澤委員長。

**西澤清正総務産業
建設常任委員長** それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る9月9日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第51号令和元年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第54号令和元年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）について、去る9月20日、委員6名

出席のもと、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

51号の審議では、歳出において設備更新工事の内容について質疑されました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

54号の審議では、歳出において防水改修工事の内容等について質疑されました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会報告といたします。

北川議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。

質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議 員

なし。

北川議長

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第49号の討論を行います。討論はありませんか。

鈴木議員

議長、反対討論。

北川議長

討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。鈴木議員。

鈴木議員

議第49号令和元年度豊郷町一般会計補正予算(第3号)に対する反対討論を行います。

本補正予算には庁舎建てかえ工事費整備費のおおむね40%に当たる約5億2,000万円の予算が計上をされていますが、手続の上で問題があるのではないのでしょうか。庁舎建てかえの最終の実施設計案が、全員協議会で議会に説明がありましたが、町民の皆さんにはまだ公開が、説明がされていません。私はまず町民の皆さんにこそ、この庁舎の設計になることを先に説明をすべきだと考え、本補正予算には反対とさせていただきます。

北川議長

次に、本案に対する賛成討論を許します。

西澤博一議員

議長。

北川議長

西澤議員。

西澤博一議員

それでは、議第49号令和元年度豊郷町一般会計補正予算について賛成討論を行います。

本議案におきましては、町民が今までから、いろいろな賛成・反対の庁舎について意見がありました。しかしながら本町の説明によりますと、補助金が今年度、来年度に事業がかかるような前提で補助金が出るということを知っています。職員の職場の環境、やはり職員が余裕を持って仕事してもらい、資質の向上のため

めにも庁舎の建設は必要ではないかと思えます。また、町民の方々にも賛成・反対がいろいろありましたけども、私の耳に入るところは「いつ庁舎をするのか」ということを言われております。また、耐震の問題で、近年、災害等々が発生しております。防災拠点の本庁において、それは必ず必要なものであると私は思っております。そのような意味で、この補正予算については大変重要な予算でありますので、賛成といたします。

以上です。

北川議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第49号、令和元年度豊郷町一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議第49号は委員長の報告どおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

北川議長 起立多数であります。よって、議第49号は委員長の報告どおり可決されました。

これより議第50号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第50号令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議第50号は、委員長の報告どおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、議第50号は委員長の報告どおり可決されました。

これより議第51号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第51号令和元年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議第51号は委員長の報告どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、議第51号は委員長の報告どおり可決されました。

これより議第52号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議第52号は委員長の報告どおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、議第52号は委員長の報告どおり可決されました。

これより議第53号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第53号令和元年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議第53号は委員長の報告どおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

北川議長 起立多数であります。よって、議第53号は委員長の報告どおり可決されました。

これより議第54号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第54号令和元年度豊郷町水道事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議第54号は委員長の報告どおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、議第54号は委員長の報告どおり可決されました。

日程第12、議第55号平成30年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程17、議第60号平成30年度豊郷町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

高橋予算決算常任委員会委員長。

高橋彰予算決算

常任委員長 議長。

北川議長 高橋委員長。

高橋彰予算決算

常任委員長 それでは、予算決算常任委員会報告をいたします。

去る9月9日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第55号平成30年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について、去る9月11日、12日両日にわたりまして、委員11名全員出席のもと、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

審議では、全体の課を通して、歳入で、税及び手数料の徴収率について、滞納者への対応について、使用料等の実績について、歳出では嘱託職員の報酬、報償、臨時職員の賃金について、各委員の活動実績などについて、委託費、修繕料等の内訳、概要について、負担金、補助金の内容、補助団体の実績について、また、不用額の多いものについての、不用となった理由等について質疑が行われました。

また、総務課では、消防費国庫補助金の減額理由について、産業振興課では農地転用について、地域整備課では社会資本整備総合交付金の傾向と今後について、人権政策課では公営、改良住宅の修繕の基準についてなど、質疑が行われました。

質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で認定することと決しました。

以上、予算決算常任委員会報告といたします。

北川議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、中島文教民生常任委員会委員長、報告を求めます。

中島文教民生

常任委員長 議長。

北川議長 中島委員長。

中島文教民生

常任委員長 それでは文教民生常任委員会報告をいたします。

去る9月9日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第56号平成30年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第58号平成30年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第59号平成30年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定

について、去る9月18日、委員5名出席のもと、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

56号の審議では、歳入において予算額と決算額の差について、災害臨時特例補助金の内容について、歳出では、嘱託職員の報酬、業務内容について、各委員の活動実績等について、給付費等が不執行に至った経緯について、各事業実績について、委託の内容について等の質疑がありました。

質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で認定することと決しました。

58号の審議では、歳入において介護保険料の徴収方法、滞納者への対応、不納欠損について、国、県補助事業等の実績について、負担金の概要について、歳出では、各委員の活動実績、臨時職員の賃金、業務内容等について等の質疑がありました。

質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成と反対が同数であったため、委員長採決により認定することと決しました。

59号の審議では、歳出において役務費の不用額の内容、後期高齢者医療広域連合会の概要、実績について等の質疑がありました。

質疑、討論ともに申し出はなく、採決の結果、賛成多数で認定することと決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

北川議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、西澤総務産業建設常任委員会委員長。報告を求めます。

西澤清正総務産業

建設常任委員長

議長。

北川議長

西澤委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長

それでは総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る、9月9日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第57号平成30年度豊郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第60令和元年度豊郷町水道事業会計歳入歳出決算認定について、去る9月20日、委員6名出席のもと、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

57号の審議では、歳入で、過年度下水道負担金について、水道使用料の滞納者への対応について、歳出では、工事の内容、繰越明許費についての質疑がされました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で認定することに決しました。

60号の審議では、収益的収入で、水道使用料の内訳について、雑収入の内容について、長期前受金戻入の内容について、また、公営企業会計化の際の資産評価の修正点について、質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で認定することと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会報告といたします。

北川議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第55号の討論を行います。

討論はありませんか。

鈴木議員 議長、反対討論。

北川議長 討論の申し出があります。これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。鈴木議員。

鈴木議員 議第55号平成30年度豊郷一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

平成30年度当初予算には賛成をしておりますが、本決算では豊栄のさと駐車場建設にかかわり、職員の不適切な予算執行が明らかになり、教育長の減給問題にまで波及をいたしました。しかもこの不適切な予算執行は、過去、同様の問題を発生した同一職員によるものであり、このような事態を見すごすわけにはいきませんので反対とさせていただきます。

北川議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

議員 なし。

北川議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第55号豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。議第55号は委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

北川議長 起立多数であります。よって、議第55号は委員長の報告どおり認定されました。

これより議第56号の討論を行います。討論はありませんか。

高橋直子議員 議長、反対討論。

北川議長 討論の申し出があります。これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。高橋議員。

高橋直子議員 それでは、議第56号国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、反対討論を行います。

安倍政権下のもとで、国庫負担を増額することなく、地方や保険者に過重な負担を求め続けていることで、町民の中からは高過ぎて払うに払えないという悲鳴が上がっています。町一般会計からの繰り入れや均等割りの廃止などで払える保険料への引き下げを検討することなく執行された決算であることを指摘し、反対といたします。

北川議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第56号平成30年度豊郷町国民健康保険事業決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。議第56号は委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

北川議長 起立多数であります。よって、議第56号は委員長の報告どおり認定されました。

これより議第57号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第57号平成30年度豊郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。議第57号は委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、議第57号は委員長の報告どおり認定されました。

これより議第58号の討論を行います。討論はありませんか。

高橋直子議員議長、反対討論。

北川議長 討論の申し出があります。これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。高橋議員。

高橋直子議員 議第58号介護保険事業特別会計歳入決算についての反対討論を行います。

安倍政権は介護保険料の引き上げや介護サービスの保険外しなどを進めています。今期会計は県下で3番目に高い介護保険料を設定して初めての決算となりました。年金は下がる一方で、その年金からの天引きなので、特に低所得の世帯が多い本町の高齢者からは「高過ぎる、何とかしてほしい」という声が上がっています。さらに今期の決算では黒字額が2,650万円となっています。これは予算審議の中で日本共産党議員団と河合議員が修正(案)として出していた5,800円でもやっつけていけるということであり、ずさんな予算計上であったことが証明されました。また、施設の入所者が、待機しておられる方が43人もあることも看過できません。保険料だけがあってサービスなしといった事態解決のために真剣に取り組むべきであることを指摘して、反対いたします。

北川議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第58号平成30年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。議第58号は委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

北川議長 起立多数であります。よって、議第58号は委員長の報告どおり認定されました。

これより議第59号の討論を行います。討論はありませんか。

高橋直子議員 議長、反対討論。

北川議長 討論の申し出があります。これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。高橋議員。

高橋直子議員 議第59号後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算についての反対討論を行います。

この後期高齢者医療保険制度そのものが、世界でも類のない高齢者差別制度であります。なぜ年齢区切りをつけるのか、廃止すべき制度です。本来の医療制度に返すべきと考えています。

安倍政権下のもとで、長生きを喜ばせず、できるだけ医療にかからせない、保

険点数やレセプト、点数を低く抑えて病院から早く追い出す、ベッド数を減らす、このような医療行為を押し付ける内容で行われた決算であることを指摘して反対といたします。

北川議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。ありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第59号平成30年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。議第59号は委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

北川議長 起立多数であります。よって、議第59号は委員長の報告どおり認定されました。

これより議第60号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第60号平成30年度豊郷町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを裁決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。議第60号は委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、議第60号は委員長の報告どおり認定されました。

日程第18、請願第3号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書について提出を求める請願を議題といたします。これについて付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤総務産業建設常任委員会委員長、報告を求めます。

西澤清正総務産業

建設常任委員長 議長。

北川議長 西澤委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長 それでは、総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る9月9日の本会議におきまして、当委員会に付託されました請願第3号核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出を求める請願書について、去

る9月20日、委員6名出席のもと、慎重に審議を行いました。

審議では、質疑、討論ともに申し出はなく、採決の結果、全員賛成で、採択することと決しました。

以上、報告いたします。

北川議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより請願第3号の討論を行います。討論はありませんか。

高橋直子議員 議長、賛成討論。

北川議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対す反対討論の発言を許しますが、反対討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。高橋議員。

高橋直子議員 それでは、核兵器禁止条約の署名、批准を求める意見書を求める請願についての賛成討論を行います。

今月26日は、国連が求める核兵器の全面的廃絶のための国際デーでした。被爆者や原水爆禁止日本協議会の皆さんが、全国各地で核兵器禁止条約の調印・批准を求める宣伝を行い、ヒバクシャ国際署名を訴えました。長崎では田上富久市長、田中熙巳原水爆禁止日本協議会代表委員、この方はオバマ大統領とハグされた方も街頭に出て、直接署名への訴えをされています。これが、私が委員会で示しました署名用紙を持って、私は町の中を歩いています。この署名に対して拒否反応、反対する方はほんとうにおられません。この署名を求められて、私たちの町のトップ、伊藤町長も賛同者として署名をしておられます。ほんとうに喜ばしいことだと思います。

世界では7月31日現在、24カ国が批准し、70カ国が署名しています。しかしながら、日本政府はこの国連会議に参加することすらせず、その席には折り鶴が置いてあったという画像を皆さんご存じだと思います。いまだに核兵器廃絶を願う世界の動きに背を向けています。唯一の被爆国である日本こそ率先して批准・署名をするべきだと思います。

請願者である内藤義信氏を含む、核兵器禁止を求める反核平和連絡会の皆さんは、県内でも自治体トップとの懇談を重ね、世論を高めるために活動をされています。私も同席させていただきました。核兵器廃絶を願う気持ちには保守も革

新もありません。地方から政府に、被爆者の願いを届けることが求められています。党派を超えての賛同を心から呼びかけるものです。

北川議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

請願第3号核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出を求める請願書を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。請願第3号は委員長の報告どおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

北川議長 起立多数であります。よって、請願第3号は採択することに決定しました。

日程第19、請願第4号 国に加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員である鈴木勉市議員の説明を求めます。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 国に加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出を求める請願、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

請願者、介護保険をよくするとよさとの会、住所、犬上郡豊郷町三ツ池196-9、代表、長谷川さふみ、紹介議員、鈴木勉市、高橋直子、中島政幸、辻本勇、佐々木康雄。

請願主旨、加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因になります。また、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されている。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが、脳の機能の低下につながり、うつや認知症につながるのではないかと考えられています。日本の難聴者率は欧米諸国と大差はありませんが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められています。しかし、日本において補聴器の価格は、片耳当たりおおむね3万円から20万円であり、保険適用ではないため全額自己費用となっております。身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中度以下の場合は購入後に医療保険控除を受けられるもの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められるところです。

欧米では補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っています。補聴器のさらなる普及で、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともすこやかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えます。よって豊郷町議会においても加齢性難聴者の補聴器購入に対し、国の公的補助制度を創設するよう意見書を上げていただきますよう請願をいたします。

地方自治法第124条の規定により請願書を提出いたします。

請願事項、別紙のとおり国に対し加齢性難聴者の補聴器購入補助制度の創設を求める意見書を提出してください。

以上です。

北川議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

高橋彰議員 議長。

北川議長 高橋議員。

高橋彰議員 2点ほど質問をさせていただきます。

国に加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出を求める請願についてであります。国に補助制度を求める、重要なことであり、別に反対するものではないのですが、気になる点が2点ございます。特に「低所得者」という部分で、どこに線を引いて、この補助制度ができ、豊郷町も補助を出そうということになったときに、どこに低所得者という線を引かれるのか、非常に疑問があります。全ての人にいくようにするのが本来ではないか。

それともう1点、辞書を引いたらわかる部分もあるかとは思いますが、加齢性難聴というふうに定義されておりますが、私には、加齢性難聴という言葉だけでは、18歳から19歳になるのも加齢であり、65歳が66歳になるのも加齢であります。どこの線を加齢と申されているのか、わかる範囲で結構ですのでご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 質疑にお答えを、私の考え方としてお答えさせていただきます。特に低所得者というのは、今、高橋議員の方から、これは全ての人々の方がいいんじゃないかと、私も全く同感です。ただ、ここではなかなか、国の補助制度のが少ないということで、特にという表現がされたんだと思いますが、私も全ての人を対象にすべきだという意見には全く賛成であります。

それから加齢性というのは、その言葉のとおり年をとるということだろうとは思いますが、この請願の中でも一部の自治体で高齢者の補助となっていますので、ここのところは高齢者、65歳以上かなと思います。補足説明をさせていただきますと、購入費を助成、補助をしている自治体が東京の7区、それから全国で7市1町1村、実は補聴器を現物支給している自治体もありまして、これが4市2区でありました。そこの制度の実態を調べてみますと、おおむね、実施されている自治体が65歳以上で制度設計をされていますので、高齢者の方かなと。ただ、中には高橋議員からもご質問がありました東京の千代田区では二十歳以上に対象になっているということでもありますから、ご質問のあったとおりではないかなと思います。

以上です。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第4号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

北川議長 異議なしと認め、よって、請願第4号については会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、請願第4号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

請願第4号、国に加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

請願第4号は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、請願第4号は採択することに決定されました。

本日、請願第3号及び請願第4号が採択されましたので、意見書の内容打ち合わせのため議会運営委員会を開催しますので、議会運営委員会委員は議員控室にお集まりください。

暫時休憩に入ります。再開は10時15分といたします。

ここで、暫時休憩といたします。

(午前 9時57分 休憩)

(午前 10 時 13 分 再開)

北川議長 それでは再開いたします。

本日、請願第 3 号及び請願第 4 号が採択されましたことを受けまして、豊郷町議会として意見書を関係機関に送付するに当たり、意見書第 3 号、核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書(案)及び意見書第 4 号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書(案)を日程に追加し、議第といたしたいと思えます。

お諮りいたします。

本日の議事日程に、意見書第 3 号及び第 4 号を追加し、日程を変更して、追加日程第 20 号及び第 21 号とし、議第とすることにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

北川議長 異議なしと認めます。よって、意見書第 3 号及び第 4 号を日程に追加し、日程を変更し、追加日程第 20 及び第 21 として議題とすることに決定いたしました。

ただいまより、事務局に日程を配布させます。

事務局長 (日程配付)

北川議長 配付漏れはありませんか。

議員 なし。

北川議長 日程第 20、意見書第 3 号、核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書案を議題といたします。提出者の説明を求めます。

高橋直子議員 議長。

北川議長 高橋議員。

高橋直子議員 それでは、核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書案を読むことでご紹介とさせていただきます。

2017年7月7日、国連会議で核兵器禁止条約が122カ国、国連加盟国の3分の2の賛成で採択されました。核兵器禁止条約は、その前文に、被爆者の苦難を心にとめると盛り込み、加盟国に核兵器の開発・保有・実験・使用だけでなく、核兵器による威嚇行為も禁じ、さらに現在の核保有国が条約に参加し、段階的に禁止へと向かうことのできる道も開かれており、人類史上初めて核兵器を違法化する画期的な内容であります。速やかな核兵器廃絶を願い、核兵器を禁止し、廃絶する条約を全ての国に求めるヒバクシャ国際署名には、日本の54%にあたる1,788、これは2019年1月11日現在です。市町村の市長が賛同しています。わが町の町長も、先ほど紹介しましたが、賛同しています。世界

の7,785都市が加盟する平和首長会議も核兵器禁止条約の締結を求め、特定を進めています。

2019年の長崎平和宣言にあるとおり、安全保障上核兵器が必要だと言いつける限り、核の脅威はなくなりません。核兵器禁止条約が国連で採択された今、改めて核兵器と人類は共存できない、この真理を肝に銘じ、核兵器のない世界に向け邁進しなければなりません。政府は今こそ、核兵器の悲惨な体験を持った唯一の戦争被爆国である日本が、条約締結の先頭に立つべきであります。よって、国に以下の事項を実施するように強く要望します。

1つ、唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約を一日も早く署名・批准すること。

2つ、それまでの間はオブザーバーとして締結国会議及び検討会議に参加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月30日、滋賀県犬上郡豊郷町議会。内閣総理大臣、安倍晋三様、衆議院議長、大島理森様、参議院議長、山東昭子様。

以上です。

北川議長 これより、意見書第3号について質疑を行います。
質疑はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。
これより、意見書第3号の討論を行います。討論はありませんか。

鈴木議員 議長、賛成討論。

北川議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。鈴木議員。

鈴木議員 それでは、核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書案に対する賛成討論を行います。

「半世紀原爆手帳隠す友」、杉田三江子さん、84歳。

「ひいじいちゃんセンソウってなにおしえてよ」、小川沙月さん、15歳。

これは、74回目の今年の終戦記念日である8月15日の中日新聞、平和の俳句に掲載をされた俳句の一部です。

平和の俳句は、戦争に向かう空気にあらがおうと、俳人、金子兜太さんと、作家、いとうせいこうさんが呼びかけたものであります。今紹介をいたしましたこ

の句の選者である、テレビの「プレバト！」でおなじみの夏井いつきさんは、平和の俳句をよんでいると、ある時期、ある瞬間、平和への生々しい危機感のスイッチが入ると述べられています。唯一の被爆国、日本で、被爆者の方々が、後世の人々が生き地獄を体験しないように、生きているうちに何としても核兵器のない社会を実現したいとの思いで始められたヒバクシャ国際署名に伊藤町長も署名されていますが、大変誇らしいことだと思います。核兵器のない社会の実現は、人として、全ての人の共通の願いであると思い、本意見書案に賛成といたします。同僚議員の賛同をお願い申し上げます。

北川議長　ほかに討論はありませんか。

議　　員　なし。

北川議長　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

意見書第3号、核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書案を採決いたします。意見書第3号、核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書案を可決することに賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　（起立、多数）

北川議長　起立多数であります。よって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書第3号は豊郷町議会として関係機関へ送付いたします。

日程第21、意見書第4号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書案を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木議員　議長。

北川議長　鈴木議員。

鈴木議員　朗読をもって説明にかえます。加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書案。

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因になります。また、最近では加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することによって脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、うつ病や認知症の危険因子になることも指摘されています。日本の難聴率は欧米諸国と大差はありませんが、補聴器の使用率は欧米諸国と比べて低く、補聴器の普及が求められています。しかし、日本では補聴器の価格は、片耳でおおむね3万円から20万円で、保険適用がないために全額個人負担になっています。身体障害者福祉法により、高度・重度難聴の場合は1割負担、中度以下の場合は医療費控除を受けられるもの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入しているのが実態で、低所得の高齢者に対する配慮が

特に必要です。

欧米では、補聴器購入に対する公的補助制度があり、日本でも高齢者に対する補聴器購入に対し補助を行っている自治体があります。補聴器の普及で、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともすこやかに過ごすことができ、認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながる加齢性難聴者に対する公的補助制度を国において創設することを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月30日、滋賀県犬上郡豊郷町議会、衆議院議長をはじめ、各関係者、以上です。

北川議長 これより、意見書第4号について質疑を行います。
質疑はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。
これより、意見書第4号の討論を行います。討論はありませんか。

高橋直子議員 議長、賛成討論。

北川議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。高橋議員。

高橋直子議員 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書について、賛成をします。

同僚議員の一般質問とか、委員会の審議の中で、これはどのような人を対象にしているかという質問があって、しっかりとした答えを出さしていただいています。そして本日も、新たな質疑で同額とか、特に低所得者という限定はどうしてなのかとかいう意見がありましたけれども、全ての、こういう加齢による対象者と、医療機関等が認めた場合には対象になるのではないかとということで説明がありました。そして、現在でたくさんの自治体、東京では7つとか、いろいろな自治体でこの運動が盛り上がって広がっていることも紹介がありました。現物を支給しているところもあるということです。そういう意味におきまして、ほんとうに今、待たれている大事な制度だと思います。同僚議員の賛成をよろしくお願い申し上げます。

北川議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

意見書第4号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書案を採決いたします。意見書第4号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書案を可決することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。なお、意見書第4号は豊郷町議会として関係機関へ送付いたします。

日程第22、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会は、議会運営に関する事項について、総務産業建設常任委員会は、行財政問題、農業、商工業、土木ならびに上下水道の整備、委員会研修について、文教民生常任委員会は、学校教育及び社会教育、福祉保健対策、委員会研修について、予算決算常任委員会は、予算決算、委員会研修について、議会広報常任委員会は、広報編集、委員会研修について、それぞれ閉会中の継続調査の申し出があります。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

北川議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

これをもちまして、本定例会に提出されました全議案を議了いたしました。それでは本日の会議を閉じます。

これにて、令和元年9月第3回定例会を閉会いたします。

(午前10時33分 閉会)